

2015 年第 192 號法律公告

《2015 年建築物 (管理) (修訂) (第 2 號) 規例》

(由發展局局長根據《建築物條例》(第 123 章) 第 38 條訂立)

1. 生效日期

本規例自 2015 年 12 月 14 日起實施。

2. 修訂《建築物 (管理) 規例》

《建築物 (管理) 規例》(第 123 章，附屬法例 A) 現予修訂，
修訂方式列於第 3 條。

3. 修訂第 8 條 (就建築工程訂明的圖則)

第 8(1)(k) 條——

廢除第 (i) 節

代以

“(i) 實用樓面面積 (該詞具有《建築物 (衛生設備標準、
水管裝置、排水工程及廁所) 規例》(第 123 章，附
屬法例 I) 第 3 條所給予的涵義) ; ”。

發展局局長
陳茂波

2015 年 9 月 24 日

註釋

本規例的目的，是修訂《建築物 (管理) 規例》(第 123 章，附屬法例 A) 第 8(1)(k)(i) 條，以“實用樓面面積”取代“實用樓面空間”。該項修訂是因應《2015 年建築物 (衛生設備標準、水管裝置、排水工程及廁所) (修訂) 規例》對有關規定的修訂而作出的。